慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『経済政策』の意義に就きて松崎寿氏に答ふ
Sub Title	
Author	山本, 美越乃
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.5 (1915. 5) ,p.557(81)- 561(85)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150501-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

然らば此間是等貨物の代價は如何に變動したるか。今七月の物價指數を百とし、爾後の變動を示せば左の如し。

	七月	八月	九月	十月
內國產牛肉	一〇〇	一〇六	一〇四	九九
アルゼンチン冷藏牛肉	一〇〇	一四二	一四七	一四四
內國產羊肉	一〇〇	一〇五	一〇一	九九
濠洲產羊肉	一〇〇	一二二	一三三	一三四
內國產小麥	一〇〇	一〇九	一一一	一〇九
米國小麥	一〇〇	一一三	一二一	一一六
麥粉	一〇〇	一二三	一三一	一二六
米	一〇〇	一一五	一二〇	一一九
丁抹牛酪	一〇〇	一一〇	一〇二	一一四
乾酪	一〇〇	一一二	一一一	一一二

之を全體より見るに、食料品代價の騰貴は世人の豫想したる所よりも、小なりしを認む可く斯の如きは英國の艦隊が海上權を掌握して食料品の供給を維持し、且つ代價の騰貴が實際に於ける供給不足以外の原因に基けるものとせざる可からず。英國の嶋嶼が盡く敵國海軍に依て包圍せられ、封鎖を破りて、何等食料品の供給を得る能はざるに至るが如きは、之を想像する能はず。之を海戰の記錄に徵するも、或る港灣が絶對に封鎖せられ、一の船舶すら通過せざるに至れるの事實は未だ世人の聞知せざる所にして、英國の如き無數の港灣曲浦を有する沿岸線を封鎖するも、巨利を得る爲めに、冒險の精神に富める船舶の所有者が封鎖を突破して、食料品の輸送を企つ可きは論を俟たず。

以下リユー氏は進んで英國に對する封鎖の完全に行はれたる場合に、英國が內地に於ける食料品を利用して、如何に鎖國の狀態に堪へ得るやの問題を研究したれども、此種の議論は今回の戰爭に於て、殆んど其無用なること立論せられたるを以て、之を紹介せず。

『經濟政策』の意義に就きて松崎壽氏に答ふ

山本美越乃

曩に予が京都法學會雜誌第九卷第十一號に『經濟政策に對する私見』を披瀝して、斯學の性質に關する從來の說明に滿足すること能はざる所以を述べしに、松崎壽氏は三田學會雜誌第九卷第三號に於て、卑見に對する批評を加へられたる事は予の深謝に堪ゑざる所なり。予今南洋新占領地に於ける經濟事情調査の爲め同地方に出張の命を受け、其準備に忙殺せられつゝあるも、寸暇を偸みて更に卑見の存する所を要言し以て氏の厚意に酬ゆることゝなせり。

先づ事の簡明を貴むの主旨より、同氏の評說の順序に從ひ、列擧的に卑見の要點を左に答へんと欲す。

（一）　予が經濟政策を以て、國民の經濟的生活を完全に發達せしめんがために、國家又は公私の團體の行ふ所の方策なりと云へるに對し、氏は國民の經濟的生活と云ふが如き、不透明なる文字を用ゆるよりは、寧ろ國民經濟の健全なる發達と稱する方、直截明快なりと論ずるも、吾人は何が故に經濟的生活（エコノミックライフ）なる語が、氏の言の如くに不透明にして、國民經濟なる語が直截明快なりや、全然其意を解すること能はず。卑見に從へば國民經濟の健全なる發達と云ふが如き說明こそ、寧ろ茫漠として望洋の感なき能はずと考ふ。然れ共こは畢竟用語の末節に拘泥せる議論に過ぎざるを以て、更に多くを辯ずるの要なしと信ず。

（二）　予が經濟政策と社會政策との間に、無用の限界を設けたりとの氏の批評に對しては、是等の兩政策を往々混同せんとする、從來の普通の論者の立點よりせば、夫れ或は然らん。然れ

ども吾人は經濟政策中より分配政策のみを獨立分離せしめ、之れに社會政策なる異名を附して滿足せんとするが如き、從來の說明には到底承服すること能はざるより、新たに卑見の如き區別を設けんとしたるものなり、故に吾人の見地よりせば、予が經濟政策及び社會政策の間に設けたる限界は、極めて有用にして且つ最も重要なる意義を有するものたり。

（三）　予が主として人と財との關係を以て、經濟的生活となし、主として人と人との關係を以て、社會的生活となせるに對し、（尤も是等の二方面は互に密接なる關係を有し、劃然之れを區別すること難きも、要は主として人と財との關係に屬すべきや、或又主として人と人との關係に屬すべきやに因りて、一般的に之れを經濟的及び社會的の二方面に分ち得べきことは、予の『私見』中に既に述べ置きたる所に屬す）同氏の『是れ實は今日の經濟生活の眞相を誤解し、又社會政策の意義を極めて曖昧模糊たらしむるものなり……今日の經濟生活は直接に人と財との關係たるが如きことは少なく、其多くは寧ろ財に對する人と人との關係にして……山本氏が全然此關係を看過せるは了解に苦しむ所なり』との批評に對しては、予の所謂人と財との關係なる意は、換言せば人類と財との關係と言ふに等しく、氏の所謂財に對する人と人との關係をも廣く包括せるものたり、從來學者に依りて唱導せられたる、財に對する人と人との關係なるものも、窮極する所は又人類と財との關係に他ならずとは予の持論たり、故に此點に於ては吾人に氏の言の如く、全然財に對する人と人との關係を看過し居る者に非ざることを答へんとす。

（四）　更に又氏は予が社會的生活とは『單に財に交渉なき―人と人との關係』なりと言へるが如くに解せらるゝも、予は未だ斯かる說を唱へたることなし、故に此駁論は氏の所謂全く的なきに矢を放てるものに過ぎず、人類の生活が寸時も財と交渉することなくして、成立し得べからざるが如く、人類の集合たる社會も亦全然財と交渉することなくして、存立し得べきにあらざることは、茲に絮說を須ゐず、唯問題は『私見』中に述べたるが如く主として人と財との關係に屬すべきや、或は主として人と人との關係に屬すべきやと云ふことに在り、『主として』とは氏の言の如く『交渉なし』との意に非ず、交渉の存することは固より言を俟たずと雖も、其關係の厚薄深淺の程度を指示せるに他ならざるなり。社會的生活と雖も、人と財との關係を全然無視して成立するものにあらず、之れと等しく經濟的生活と雖も、亦人と人との關係に注意することなくして解釋し得るものにあらざることは、殆んど說明の要を見ず、是等の何れの場合に於ても、吾人の所謂人と財、氏の所謂人と人と財なる觀念を包含すべきは勿論なりと雖も社會政策は人と財との關係よりは、より多く人と人との關係（財に全く交渉なしと言はず）に重きを置き、經濟政策は人と人との關係よりはより多く人と財との關係（人と人との關係なしと言はず）に重きを置かんとするものなりと云ふに在り。此意義よりせば氏の所謂『社會的生活を以て漠然人と人との關係なりと解し、社會政策を以て其關係を進捗せしむべき方策なりと爲さば、今日吾人の論ずる經濟政策なるものは大方社會政策の內に包擁せられて、經濟政策は殆んど其存立の意義を失ふに至るべし』との言は、予にとりては全く無意味たり、蓋し予は未だ曾て氏の解せるが如く漫然財に交渉なき人と人との關係を進捗發達せしむべき方策を指して社會政策なりと稱せしことなく、又然か稱せんとする考へだも有せざるを以てなり。

（五）　社會政策を以て經濟政策の一種たる分配

政策に他ならずとなすが如き從來の說明には、既に述べたるが如く予は到底贊すること能はず左ればこそ別に其意義を確定せんと試みたるものにして、此の點に於ては不幸にして氏と根本的に其見地を異にせり。例へば氏の引例の一たる、勞働者問題の解決に關して之れを考察するも氏は社會政策を以て『財の分配に關する社會階級間の不調和を緩和せんとする方策なり』と解し、『社會政策は經濟政策の一種たる分配政策に他ならず』と論じて、此の如く解する時は『勞働者問題の解決策も……皆此內に包括せらるゝことゝなるべし』と云ふも、吾人は反對に社會政策を以て氏の言の如く單に財の分配に關する社會階級間の不調和を緩和せんとする方策に過ぎずと爲す時は、勞働者問題の解決策の如きは、此內に包括せられざるもの少なからざるべしと信ずる者なり。蓋し現今の所謂勞働者問題を以て、單に賃銀問題のみの如くに考ふる者あらば、そは皮相の見解にして、賃銀の如何に拘はらず、國民の健康及び體質保全の必要上、勞働時間に一定の制限を附せんとするが如きことは、現に社會政策上の重大問題たり、然かも斯かる重大問題も、氏の所謂社會政策（即ち財の分配に關する社會階級間の不調和を緩和せんとする方策）の意義に從へば、全く之れを除外せざるを得ず、此の如きは吾人の到底贊する能はざる所なりとす。

（十八）　予が經濟政策とは國民の經濟的生活を完全に發達せしめんがために、國家又は公私の團體の行ふ所の方策なりと言へるに對し、氏は經濟政策の主體となり得べきものは、獨り國家及び公共團體あるのみにして、私人的の團體は之れに與からずとなし、其說明中に政策の遂行には强制權の存在を必要とし、斯かる强制權は國法學者の所謂統治權の一作用に他ならざるが故に、統治權の主體たる國家幷に統治權の一部を行ふ公共團體に限りて之れを保有し得べく、從て經濟政策の主體は是等の二者に限ると論ずるも、吾人は經濟政策の遂行に必要なる强制權の觀念を、斯く狹義に解するものにあらず。各人互に共同して茲に組合を形造り、規約を設け、之れを遵守せんことを誓ふ時は、爾後各人は之れに因りて拘束を受け、組合は又其規約を强制するの權能を有することは、吾人の日常目擊する所たり、（例へば勞働組合の組合員に對する關係の如きは之れに屬す）、然かも此場合氏の所謂國法學上の統治權の一作用たる强制權なるものを、私人的の團體たる組合に於て有せるにあらずと雖も、尙ほ能く强制の權能を有す、唯國家又は公私の團體の間には、此權能に强弱の差異あることは勿論にして、是れ一は氏の所謂國法學上の權力を有するも、他は然らずして各人の合意に基づける意志の强制力に過ぎざるより、斯かる差異を生ずるに至るものなり。吾人は經濟政策の遂行に必要なる强制權の觀念を、此の如く廣義に解釋す、從て啻に國家及び公共團體のみならず、私人的の團體と雖も亦此意義に於て、經濟政策の主體となり得べしと信ずる者なり。

以上は氏の說に對して予の答へんと欲する要旨たり。終りに滋み予は重ねて氏の批評に對して深く謝意を表すると共に、予の頑迷なる遂に氏の說に從ふ能はざるを遺憾とする者なり。

（三月十五日）